

別表(第4条関係)

補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に次のとおりとする。

項目	補助対象経費	補助対象とならない経費
報酬、給与等		団体の職員給与など全般
共済費、賃金		共済費、賃金等全般
報償費	講師・有識者への謝金、アトラクション謝礼その他補助事業の実施に直接必要な経費で、実施団体以外の者に支払う経費	左記以外の報償費全般
旅費	調査旅費、講師・有識者招へい旅費、補助事業の実施に直接必要な旅費	実施団体の構成員に支払われる補助事業以外の通常の活動旅費
需用費	補助事業の実施に要する消耗品費(各種材料費、教材及び資料代を含む。)、燃料費、光熱水費、印刷製本費(写真代、看板、横断幕等作成費を含む。)、修繕料	事務的経費の性格を有する消耗品、防災事業に係る炊出用食材を除く食材としての消耗品費、左記以外の燃料費、光熱水費、修繕料
食糧費	・補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に支給するもの ・野外活動時の飲み物	左記以外の全般
役務費	補助事業の実施に要する通信費、通訳料、保険料、筆耕料	左記以外の通信費、通訳料、保険料、筆耕料及び広告料
委託料	補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体の構成員以外の者に支払う経費、実施事業に係るホームページの更新委託料	左記以外の委託料
使用料、賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、機材借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料	左記以外の使用料、賃借料

備品購入費	補助事業の実施に要する機材のうち、リース対応が不可能な物品で、団体での管理が確実にできるもの	左記以外の備品購入費
負担金		負担金全般
その他	補助事業の実施に直接必要な費用(簡易な工事に係る費用など)で、団体が実施する当該事業の経費の3分の1以下のもの	・団体の運営及び維持のために要する経常経費 ・補助事業の実施に直接必要とは認められない団体の活動経費